

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、地方税及び保険料の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等及び条例に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報、消込、過誤納処理、口座情報、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①滞納者の把握事務 ②督促・催告事務 ③納税等折衝事務 ④実態調査、財産調査事務 ⑤滞納処分事務 ⑥滞納処分の執行停止事務 ⑦納税の猶予事務 ⑧不納欠損事務
③システムの名称	1. 滞納整理システム 2. 収納消込システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)滞納者情報ファイル
- (2)納付情報ファイル
- (3)宛名情報ファイル
- (4)住登外者宛名情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第一第24、85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条、第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課、町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）、子育て支援課、出納室
②所属長の役職名	税務課長、町民生活課長、子育て支援課長、会計管理者

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南部町役場 税務課、町民生活課、出納室 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802、3114、4801 子育て支援課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5525
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	地方税及び保険料の滞納管理関係事務では、 事務の一部を外部業者に委託しているため、業 者 選定の際に業者の情報保護管理体制を確 認し、併せて秘密保持に関しても契約に含める ことで万 全を期している。	-	事後	
令和7年6月16日	Ⅱ . 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	Ⅱ . 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I . 7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377 番地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ②	地方税法等の規定にのっとり、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自 動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及 び後期高 齢者医療保険料の収納情報・滞納整 理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処 理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等及び条例に基づき、個人住民税、 法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民 健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保 険料、子ども・子育て支援の収納情報、消込、 過誤納処理、口座情報、統計出力等を行う。特 定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①滞納者の把握事務 ②督促・催告事務 ③納税等折衝事務 ④実態調査、財産調査事務 ⑤滞納処分事務 ⑥滞納処分の執行停止事務 ⑦納税の猶予事務 ⑧不納欠損事務	事後	
令和7年10月1日	I . 1. ③	1. 滞納整理システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア	1. 滞納整理システム 2. 収納消込システム 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年10月1日	I . 2	(1)滞納者情報ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)滞納者情報ファイル (2)納付情報ファイル (3)宛名情報ファイル (4)住登外者宛名情報管理ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I . 3	番号法第9条第1項、別表第一の第2,16,17,19,24,30,59,68,94項並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第一第24、85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条、第46条	事後	
令和7年10月1日	I . 5. ①	税務課、町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）、健康対策課	税務課、町民生活課（法勝寺庁舎・天萬庁舎）、子育て支援課、出納室	事後	
令和7年10月1日	I . 5. ②	税務課長、町民生活課長、健康対策課長	税務課長、町民生活課長、子育て支援課長、会計管理者	事後	
令和7年10月1日	I . 8	南部町役場 税務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802	南部町役場 税務課、町民生活課、出納室 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802、3114、4801 子育て支援課 〒683-0323 鳥取県西伯郡南部町倭482番地 TEL:0859-66-5525	事後	
令和7年10月1日	IV . 4	委託しない	委託する 十分である	事後	
令和7年10月1日	IV . 11	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。 これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、必ずシュレッダーを使用する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	